

公益財団法人福島県市町村振興協会評議員及び役員の報酬等に関する規程

平成24年4月1日
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等が、協会の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

2 報酬額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合並びに常務理事には支給しない。

3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

(費用の支給)

第3条 役員等が、従事等をしたときは、費用として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、福島県旅費条例（昭和28年7月25日、福島県条例第24号）の例による。

(支給方法)

第4条 報酬等は、通貨により直接役員等に支払うものとし、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表

職 名	報酬額（日額）	報酬額（総額）
理 事	10,000円	50,000円までの範囲
監 事	10,000円	50,000円までの範囲
評議員	10,000円	50,000円までの範囲